

# CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 101

1999年1月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

## 都知事の条件

2月1日に突然青島知事が次の選挙に出ないことを表明し、各政党の候補者選びがにわかに活発となった。それまでは、青島氏の知名度に対抗できる候補者を捜しあぐねていたところが、その「重し」がとれたためだろう。

しかし、今度は、各政党のこれからの思惑が正面に浮かび出た候補者擁立劇、あるいは相乗り模索劇となっている。国会議員が立候補したら、その後釜は誰になるのか、誰それだったらこうなるし、誰それだったらこうなるといったこともあれこれ取りざたされている。つまり、知名度から政党の思惑へと判断基準は移ってきたが、依然として、今日の都知事の役割・任務とはなにか、それにはどのような人物が望ましいかということは、脇に置かれている。つまり、そんなことはどうでも良いことらしい。誠にもって、不謹慎な話だと思う。

これまでの4年間の都政を振り返ってみると、大きな空白だったと思う。たしかに、世界都市博は中止したが、それ以外になにをしたのか印象が極めて薄い。2信組や臨海開発問題の処理は公約とは違う展開となったし、情報公開やゴミ問題の処理でも不手際が目立った。なによりも、当選後、にわかに存在感がなくなって、誰が知事だったのかわからない状況が続いてきた。1月になってようやくまとまった都の行革大綱も、知事が陣頭指揮したのではなく、都の役人が努力した成果にすぎない。

問題は都の内部だけではない。この4年間とは、地方分権がさまざまに論じられ、地方分権推進委員会などでそれなりの努力が行われた時期でもある。その間、最有力な自治体の長としての東京都知事は、地方分権の推進にどれだけの努力を払ってきたか。中央政府に対して、どれだけの強い発言・行動をしてきたか。ほとんど皆無ではないか。

いま、元気な知事さんといえば、必ず名が上がるのが、三重の北川、高知の橋本、宮城の浅野知事といったところであり、そのほか、岩手の増田知事の名前も耳にする。しかし、東京を初め、首都圏の知事はまったく話題にならない。まだ、大阪の横山知事の方が可愛らしい。

しかし、青島知事の欠陥をいくら数え上げても問題は解決しない。4年前の選挙を振り返ってみると、われわれ選挙民は青島氏になにを期待したか。鈴木・石原と続く自治省出身知事はイヤだ、世界博はイヤだ、2信組に公金をつぎ込むのはイヤだ、といったところではないか。イヤだ、イヤだという声を受けて青島氏は当選し、当選した瞬間にその選挙民の期待の多くを果たしてしまったのである。4年間の間になにをすべきかという積極的な声のないままに誕生した知事が、積極的なことをなにもしなかったのは当然である。つまり、この4年間の空白は、われわれ選挙民にも大きな責任がある。

今度、又、都知事の選挙が行われる。各政党は相も変わらずの次元と思惑で動いており、都の問題を真剣に考えているとは思えない。選挙民はすでにすっかり嫌気がさして、今度は投票率は低いだろう。

こうした事態はなんとか打開しなくてはならない。しかし、自ら省みるに、都知事に対して私たちがどのような役割を求めているかは、はっきりしない。地方分権を一方で唱えながら、その一番肝心な首長選挙にあたって白けていたのでは、分権も泣いてしまう。選挙というのは常識人にはさわりたくない問題だが、逃げてばかりいても仕方がない。少なくとも、いま都知事とはなにをしなければならないのかぐらいははっきりさせて、候補者に突きつけられなければいけないだろう。

そうした思いをもって、小生も呼びかけ人の一人と

なって、今年の1月9日、「都知事像を探る」と題する小さな討論会を開催した。青島氏が立候補するだろうという前提の下に開いた会合であったから、当然、青島批判の会合となったが、どのような人材が望ましいかについて出された意見を席上とりまとめたのが、下の文章である。

これからどうするか。出来れば、候補者が出揃ったところで、そうした候補者を呼んで討論会を開催したいと考えている。そうした努力を続けることが、4年後、あるいは8年後の都知事選挙を実りあるものとするにちがいない。(並河 記)

#### 知事像の集約

都庁も、都制も、都政も、一方であまりに巨大で、他方であまりに細密になりすぎた。もはや主権者である市民には統治できず、知事になっても経営できず、内部で働く職員は顧客としての市民に奉仕できないでいる。

東京の知事は、国の首都機関ではなく、東京の地方政府の責任者である。そこでの仕事に対して、そしてこれまでの仕事を改革することに対して、真剣な人でなければならない。市民を代表して指導力を発揮、職員の力量を引き出し、質の高い市民生活と品格のある都市基盤を創造するよう貢献していかなければならない。

しかし、改革という点では、この四年間は空白であった。役所をこれ以上役人に任せておくわけにはいかない。既得権益と既成観念をこえて、都と市町村の関係の再構築や東京政府に代表者を送れる市民の範囲の拡大など根幹にわたる改革を断行する知事を選ぶときである。

特定の政党、政治勢力のしがらみにとらわれていない、また各派の相乗り候補でもない、自立した市民を代表する知事候補を探し出そう。知名度は高くなくてもいい。「都」をこのままにはおくまいというはっきりした意欲を持ったうえ、名を売ってはいないが、社会で立派な実績をあげている人材が東京にいないはずはないのである。

1999.1.9

東京の 知事像を検討する 討論会参加者一同

---

## 書き換えられた「分権計画」 地方自治法改正案の問題点

---

島田 恵司(自治労政治政策局)

### 1. はじめに

巷間から「地方分権」が忘れ去れるにつれ、官僚と族議員が世間を跋扈し始めている。分権委員会の第五次勧告は惨憺たる結果に終わったが、被害はこれだけに止まりそうもない。分権委員会の四次にわたる勧告をもとに作られる分権関連法案が、上程前の官僚間調整で再び後退を迫られているからである。

### 2. 法案作成作業状況

四次にわたる勧告に基づき98年5月「地方分権推進計画」が閣議決定され、これに基づき今年の通常国会に地方分権関連法案が一括法として上程される。このうち地方自治法の改正案は、機関委任事務制度の廃止、国の関与の一般ルールの新設、国地方係争処理委員会の創設、さらに自治体議会の規定の緩和などを行うことを予定しており、50年ぶりに

自治制度が転機を迎えようとしている。

橋本前内閣は、地方自治法の改正作業について省庁再編作業よりも一歩先に進めることを指示したため、当初、昨年12月までにはその内容が明らかにされる予定であった。しかし、小淵内閣になってから地方分権にかかわる作業は大幅に遅れ、ようやく1月28日分権委員会にその作業経過が報告されごく一部概要が明らかにされた。それでも現在なお協議中の課題があり、国会上程が予定されている3月上旬にならないと条文そのものは公表されないであろう。制度法であるだけに、それぞれの条文の書きぶりが実際にどのような具体的効果をもたらすのかわかりにくく、多くの人々が問題の所在をつかめないうまま法案が成立してしまう危険性をまず指摘しておきたい。

### 3. 改正法案の問題点

法案内容はこれから変わっていくはずである。しかし、地方分権に関しては原案より各省協議を経た後のものが良くなったことがない。そのことを念頭に置きつつ1月28日に公表された地方自治法の改正概要を見ながら改正案を検討してみよう。

改正法案を検討するにあたって、私は三つの視点が必要だと思っている。第一は、98年5月の地方分権推進計画から改正案作成までの約半年の間に変更があったかどうかということである。半年前の「計画」をいかなる理由で変更したのかが問題となる。しかも、計画は閣議決定され国会にも報告されたものである。それをいまさら変更するとなれば問題も生じよう。第二は、分権委員会で勧告までに議論があったものの、省庁の抵抗や議論が不足し問題が残ってしまったものはないか、という視点である。国と地方の係争を処理する第三者機関の問題はその典型である。分権委員会は、この第三者機関を法的効果のある「裁定」を出す機関とするよう強く求めていたが省庁の抵抗によってついに法的効果のない「勧告」機関としてしか勧告できなかった。第三は、本来あるべき地方自治法ならどのように規定すべきか、という視点である。これらは残念ながら分権委員会でも審議されなかったものである。

(1) 「地方分権推進計画」から改正法案作成までに変更があったもの

#### 法定受託事務の定義

改正法案で最大の問題は法定受託事務の定義である。定義がまた大きく変更されている。中間報告以降、第一次勧告(96年12月)、地方自治法改正大綱(97年12月)、地方分権推進計画(98年5月)とほと

んど毎回大きな変更がありそのたびに前進、後退の両面が分権推進論者の間ですら議論されたが、今回は大幅な後退と言わなければならない。

法定受託事務の定義を評価する一つのキは、機関委任事務を法定受託事務と自治事務に振り分ける前に作られたか、それとも後に作られたか、ということである。振り分ける前に、国の仕事だが万やむを得ぬ時自治体が行うものという厳格な定義を作れば、法定受託事務は少なくなる。逆に振り分けた後に、そのような定義にすると、国の強力な関与を許すことになってしまう。中間報告(96年3月)の際の定義は、これから事務の振り分けをしようという時のものであり、「地方公共団体が義務を負わない経費」の定義(地方財政法10条の4)と同じ文言を用い極めて厳格なものであった。法定受託事務を少なくするための当然の策と考えられたため省庁以外からの異論はなかった。しかし、この定義では「道路管理」や「河川管理」が法定受託事務にできないことから当該官庁の強い抵抗に会い、法定受託事務の定義そのものも変更せざるを得なくなる。そして第一次勧告(96年12月)に至るのである。その後、すべての事務の振り分けが終わった後、自治法の改正大綱(97年12月)が自治省の手によって作られるがここで、法定受託事務であっても「自治体の事務」であるというニュアンスが全面に出てくる。この時、法定受託事務は本来国が直接やるべき仕事なのに国がおカネを出さない口実に使われるのではないか、という視点から「自治体の事務」とすることに慎重な意見があったことは事実である。しかし、このときすでに「事務の振り分け」は終了していて機関委任事務の45%は法定受託事務となることが決まっていたのである。つまり、都道府県の仕事の

法定受託事務(国から地方に対するもの)の定義の変遷

	日時	内容
中間報告	96年 3月29日	専ら国の利害に関係のある事務であるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から法律の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務
第一次勧告	96年 12月20日	事務の性質上、その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務
地方自治法改正大綱	97年 12月24日	国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令に定めるところにより都道府県又は市町村が処理することとされる事務であって、国が本来果たすべき役割に係るものとして別表に掲げるもの
地方分権推進計画	98年 5月29日	法律又はこれに基づく政令により都道府県又は市町村が処理する事務のうち、国が本来果たすべき責務に係るものであって、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県又は市町村が処理するものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
地方自治法改正案	98年 12月18日	法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、 <b>国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの</b> として法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

\* 法定受託事務には、「国から地方に対するもの」以外に「都道府県から市町村」に対するものがある。

3～4割、市町村の4～5割（「都道府県」の自治事務になったものが多く、市町村には法定受託事務が圧倒的に多い）は、法定受託事務になるということである。これまで自治体は、環境保護や福祉医療の充実のために機関委任事務であっても上乘せ・横だしの条例を制定してきたが、同じように法定受託事務であっても地域実状を反映した事務の運営がどうしても必要となっていたということである。自治体で行うすべての事務は、国に最終的判断権があるのではなく「自治体の事務」であることが絶対に必要なのである。このあと、分権計画（98年5月）で国の「役割」が「責務」に書き換えられる。

ところが、今回の定義は「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」となった。分権計画の時の定義と比べると、「国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から」が削除され、国の「責務」が「役割」に替えられ、新たに「国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」という文言が入った。文言を素直に読めば明らかに国の立場からの変更である。「国が本来果たすべき役割に係るもの」で、しかも「国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」なら、なぜ国が直接やらないのか。そのような国の強い干渉を対等関係にある自治体が受ける由縁はない。「国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から」という文言にしても、自治体側が国に対し依って立つ反論の根拠となるものであり残しておくべきではなかったか。

政府はおそらく、定義そのものにあまり意味がなく事務に係る関与は一般ルールと個別法で規定される、と説明し、この定義でも自治体が「処理することとされる事務」であって「自治体の事務」であると言うであろう。しかし、第三者機関において国と自治体が争う場面を想定するならば、事務の定義そのものにまで議論が及ぶことを考えておかなければならない。法定受託事務の定義が「国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」であるなら、そう判断する権限は、すべて国が握っていることになる。争いを始める前から結論は見えているのである。たしかに、関与そのものは、法令上の規定に依らなければむやみに発動できないという制

約はある。が、国にとって気に入らない条例があれば、是正の要求を出すことは可能である。ようするに全然変わっていないどころか、これまでより悪くなる可能性もあるのである。

機関委任事務制度の廃止は、今回の改革の柱である。その中軸をなす法定受託事務の定義がこんなに易々と変えられてはたまらない。国と地方の関係を上下・主従の関係から、対等・平等に変えること、これが改革方針の基本であった。法定受託事務の定義から、国の裁量権があるようなニュアンスを排除し、客観基準のみ記述すべきである。

#### 国と地方自治体の役割

分権推進計画は、国が担うべき事務を「国際社会における国家としての存立に関わる事務」など三つの事務事業に重点化し、逆に自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に担う」こととした。自治体の役割はそのまま記述される模様であるが、国の役割については「地方公共団体の行政に対する国の配慮」としてしか規定がなされない模様である。国の役割の規定は、地方分権の根幹的规定となるばかりでなく、「法定受託事務」の定義にいう「国が本来果たすべき役割」の根拠となる規定である。国の役割の規定がなければ、国は何をしてもいい（無制限である）ということにもなる。

考えてみれば「国の役割を限定」する法律を「行政」が作るというもおかしなことである。国会はそこまでの権限を行政に委任していないからである。ならば、国会が「議員立法」として国の役割を限定するのではどうか。国会での議論を大いに期待したいものである。

#### 法定受託事務の一覧性の確保

分権委員会は、分権計画の決定に当たって「法定受託事務について、その全体の姿及び毎年度の推移が明らかとなるよう適切な措置を講じ」るようメッセージを発表している。しかし、現在のところ規定されない可能性が高いと言う。一覧性が確保されなければ、一々個別法に当たって法定受託事務か自治事務かを確認しなければならない。一度作業をすれば後はそんなに大変な事務とも思えず、抵抗する官僚意識は一体どこにあるのか理解に苦しむところである。

(2) 分権委員会で審議され、なお問題があるもの  
第三者機関のあり方(勧告機関から裁定機関へ)

第三者機関は、第一次勧告で問題提起されながら、第四次勧告までもめにもめた課題である。分権委員会は、第四次勧告で「勧告機関」を勧告しながら、同時に「別添」で「裁定機関」を試案として掲げている。委員会としては、この試案の方が良いと考えていたが、省庁の抵抗で勧告できなかったということである。省庁の主張は様々あるが、事務の最高責任者である大臣の法的効果のある決定を同じ中央政府内組織の「第三者機関」が覆せるのか、ということであった。国と自治体は対等関係であり、大臣の権限も当然絶対的なものではないはずだが、審議会(分権委員会)と省庁という政府内の協議ではこれが限界であったというべきであり、後は政治が決着すべき課題である。

#### 自治体議会に関わる諸問題

自治体議会は第二次勧告で扱われ、「臨時議会の招集要件」(現行1/4以上)「議員の議案提出権」「議員の修正動議の発議要件」(現行1/8以上)の緩和が勧告された。このうち、後者の二つについては1/12に緩和されるが、臨時議会の招集要件は解釈変更で1/4未満でも招集できるようになるという。議会の招集権を議長でなく首長にあることが本来問題である。国の制度と横並びにすると思考だろうと想像されるが、議院内閣制の国と二元代表制の自治体では、そもそもの仕組みが違うのである。分権委員会では議論されなかったが、招集権者の変更を検討すべきではないかと思う。統一地方選にむけて、各地で議論が起こるといいのだが。

#### 助言、勧告、資料提出要求の指示

地味ではあるが重要な問題として、大臣と知事が市町村に対して行う「技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求」がある。現行法でも大臣と知事は市町村に「技術的助言又は勧告」(245条1項、4項)「資料提出要求」(同3項、4項)できるが、これはあくまで法的効果のない関与にすぎない。ところが今回の自治法改正により、知事に対する助言、勧告、資料提出要求の「指示」権を各大臣に与えることになる。指示は、法的効果のある権力的関与であり知事はこれに逆らえない。したがって、せっかく機関委任事務制度が廃止されたというのに、国の

「行政監察」を知事は拒むことが出来ない。県の市町村に対する調査も国が命令できるよう規定が出来るはずである。第二次勧告の段階ですでに出されていた課題とはいえ、明らかに国と地方の対等関係を崩すものであり削除すべきである。

(3) 地方自治法のあるべき姿から問題とされるべき課題

このほか、分権委員会では審議の俎上に上らなかったが、自治法そのものが自治を拘束しているという問題がある。自治法を地方分権推進と市民自治の法として確立することは即座には無理があるとしても、当面、その促進に向けて改善すべき点があると考えられる。

その第一が住民投票制度の導入である。現在自治法上あるのは、条例提案権(直接請求)だけであり、住民投票による採否の決定制度はない。住民投票がこれだけ全国に広まっている以上、法制度的検討を行うのが国会の指命ではないか。市町村合併は、住民が自ら構成する政府が消滅する事を意味するのであり、住民投票に掛けられて当然と思う。

第二は、自治体議会制度の大幅の自由化である。各自治体で自由に規定できるようにすべきではないか。自治法で傍聴人取締を規定するのはどう考えてもおかしい。定例会の回数規定などできる限り自治法規定を削除して、自治体議会がそれぞれ議論してはどうか。それだけでも住民に注目され自治体議会が再生する契機となるはずである。

第三は、自治基本条例の根拠規定を置くことである。住民投票による採否の決定制度の導入や議会制度の全面自由化がすぐには無理であるとしたら、これらを規定した条例を住民の投票によって是非を決定してもよいのではないか。自治制度そのものに夢を置くことから市民自治は花開くのである。

#### 4. 終わりに

分権関連法案は、全部で478件もあるという。その膨大さにまずは圧倒されてしまう。国会の審議日程も極めて狭苦しい。3月上旬に上程されても省庁再編にかかわる各省設置法の審議が4月から始まるので時間がない。四次勧告までは概ね問題ないと思われていただけに法案への注目度も残念ながら低い。しかし、地方自治法は日本の民主制度を形作っている基幹的な法律であることを忘れないでほしい。

機関委任事務制度ですら、戦後直後に議論がありながら解決には実に50年間を費してしまった。ここで議論を怠れば私たちはこの「民主主義の形」をま

た50年間引きずっていくことになるかも知れないのである

以上

---

## リサイクル活動からまちづくりへ

---

ザ・ピープル代表 村山静枝  
(福島県いわき市)

### うずうずおばさんのゴミ体験

何か社会参加をしたいねと始めたザ・ピープルの活動。それは、1990年10月のゴミ体験活動に始まった。増大する東京夢の島のゴミ、そしてゴミの越境問題など各地でゴミ問題が社会問題として大きく取り上げられていた頃であった。

ゴム手袋に長靴姿の主婦が6人、回収車の後を追ってゴミ収集を体験した。ゴミ集積所には、紙ゴミなどの燃えるゴミの中に缶やビンなどが混じっていたり、まだまだ使える粗大ゴミも乱雑に放置されていた。ゴミの多さと、ゴミを出すマナーの悪さに驚き、何とかしなければと「おせっかい虫」が動きだした。体験すれば意識が変わると、「ゴミバス体験ツアー」を実施した。一般市民70名が参加、参加者からこれは凄いため息が出て、それが次へのステップとなった。何かしたいとうずうずしていたおばさんたちが動き始めた。

ゴミの減量は資源のリサイクルからと、市民・企業・行政に声をかけ懇談会を持った。牛乳パックやトレーなどのリサイクルが始まり、行政・企業とのゆるやかなネットワークが生まれた。活動は、牛乳パックの紙すき、アルミ缶のレリーフ作り、空き箱や割り箸を使った影絵遊び、親子ゴミ体験ツアー、環境フェアなど小さなイベントを繰り返し行った。生活環境改善には市民の意識の変革が必要と感じたからである。

イベント毎に主婦や銀行員、行政マン、会社員など違った人の顔があった。共に汗をかいた人々は、次の活動への貴重な財産となり、人の輪が広がって行った。大きい組織でくくることなく、決まった活動形態を持たず、やれる人がやれる時に集まる。草の根の市民団体も、企業も行政もアメンバーのようにべたべたとくっつき、イベント毎の参加をしていく。わたしたちは、これをアメンバー運動と呼んでいる。

### ゴミラが飛んだ

1993年、ゴミの意識調査を行ったのがきっかけとなり、古着のリサイクルが始まった。ドラム缶にパステルグリーンの色を塗り、シンボルマークのゴミラを描いたリサイクルボックス。第1号は銀行の店頭で置かれた。ゴミや危険物は入れられないだろうかなどと、ドキドキしながら設置したドラム缶のリサイクルボックスは、地域の中に次第に浸透し、現在ではスーパーやテパート・企業・行政など市内23カ所に置かれている。約30名のボランティア・スタッフによって、月平均30トンの古着が回収、分別されている。古着の約1割は、まだ着られる物として、バザーや援助物資として地域で再使用され、残りの古着は業者渡しとなり、クッションの詰め物や軍手を作る材料として再利用されている。

古着のリサイクルを始めてちょうど一年を経過したころ、バザーの収益金は100万円を越えた。なにに使おうかとメンバーで話し合った。お互いゴミと関わり、環境教育など教育の必要性を強く感じていた。そして、アジアの教育に使おうということになった。大きな団体に寄付をするのではなく、顔の見える援助がしたかった。国内経費として消えることなく100万円がそのまま届くようにと、「いわき発」のプロジェクトを計画した。市内の企業のタイからの研修生に古着をプレゼントしたのがきっかけとなった。

タイに何度も足を運び、村の住民と話し合った。タイ国スリン県の教育委員会が調整役となり、1994年7月、16名の労働ボランティアと共にタイ・東北部を訪れた。学校の校舎と養魚池を建設した。現地の人々と寝食を共にし、労働を提供した10日間。雨水で食器を洗い、食事の支度をし、コンクリートの床にゴザを敷いて寝る。風呂はバケツシャワーを使い、太陽と共に起き太陽と共に眠る、テレビもラジオもない生活。時にはスコールという天

然のシャワーを浴び、緩やかな時間の中で、キラキラ輝く子供達の笑顔に出会った。本当に物質的貧乏は悲しみではないと感じた。また、そこでの生活は、援助という言葉で与えたものよりも、大きなものをわたしたちに与えてくれた。

その後も毎年7月にタイを訪れ、トレーニングセンターや図書館・貯水池などを建設して、今年で6回目となる。労働ボランティアの数も増え、年齢層も小学生から熟年層までと広がっていった。今は、この事業が単なる海外援助ではなく、青少年の育成の場、熟年層の知恵の伝達の場であると同時に、自分たちの生活をもう一度振り返ることのできる学びの場所として定義づけている。

ゴミ、古着がツールとして人々をつなぎ、小さな一歩がゴミラと共に世界に飛んだ。そして階段を一歩昇ると次が見えてくるように、生活空間が少しずつ広がって行った。いつの間にか、我が子らに残す地域社会を考えるようになった。

#### P . C . C . ( ピーブル・コミュニティー・センター )

ピーブルは、『元気な街には元気な主張を続け、元気に行動する市民がいる』を合言葉に、より良い地域社会をつくるため、市民一人一人の意識の変革を求めて活動を続けている。現在の主な活動は、古着のリサイクルを基礎としたP . C . C . の運営・海外援助・企業の協賛を得て情報紙の発行(隔月4, 000)、福祉医療機器のリサイクル、啓蒙活動のための各種イベントの企画・開催などである。

P . C . C . は、古着を媒体にし、人々が集える場所の提供。地域の草の根のグループの情報の交換の場所として1996年1店舗目をオープン、続いて1998年には2店舗目をオープンした。自称古着のリサイクルセンターではあるが、地域の人々が気軽に立ち寄り、古着を眺め、お茶を飲みながら雑談に花を咲かせる姿が目につく。一枚100円から3000円程度の古着が並ぶ店内は、他のブティックとさほど変わりはないほどの品揃えである。店先には有償ボランティアや無償ボランティアのスタッフが働いている。また、障害者のための小規模作業所を併設しているので、障害者が店番をしたり、店内で古着を利用して工業用雑巾を作って売っている。スタッフの多くは、40代から70代の主婦である。時には高校生など学生ボランティアもやってくるが、

元気が良くパワフルなのは年金族と呼ばれているおばさまたちである。

#### 福祉医療機器のリサイクル

粗大ゴミとして泣いている医療ベットや車イスなどを有効利用しようと福祉医療機器のリサイクルを始めた。在宅介護を支援しようと、行政では医療ベット・車椅子・ポータブルトイレなど、日常生活用具をほとんど無償に近い形で給付している。その額は、地域によってまちまちであろうが、いわき市では平成7年度で約3,150万円であった。ちなみに社会福祉課に電話をかけ、使わなくなったベットはどうしたら良いかと聞いてみた。答えは、「自分で処分してください。こちらでは保管する場所がありませんから」と、簡単であった。多額の税金が費やされているにも拘わらず、一度給付されると、もう行政の関知する処ではないらしい。それでいて、地域の医療機関と連携を取ってリサイクルを始めると、時々「市役所の紹介です。電動ベットを貸してください」などと、電話がかかってくる。つくづく行政とは何ぞやと、思えてくる。

#### 市民コンテナ

国際港を有する小名浜に外貿コンテナのターミナルヤードが昨年の9月に開設され、東南アジアに向け週2回運航が開始された。地域の企業と行政の第3セクターである。現在は、いわき市内からの荷が8割を占めているが、コンテナの利用は少なく、苦しい赤字経営となっているのとのこと。企業が利用しないのなら、市民が利用してみようとピーブルでは、この外貿コンテナを利用してタイに支接物資を送る「市民コンテナキャンペーン」を行っている。日本では季節外れの夏服を中心に20フィートコンテナに詰め、2月末に運航される予定である。その諸費用は、一口千円の「市民コンテナ資金サポーター」によって負担される。ありがたいことに、新聞やラジオのPR効果は抜群で、いわき市内をはじめ県内外からの問い合わせも多い。地域の中にコンテナヤードができたことも知らない一般市民が多い今日。「市民コンテナ」の波皮効果は大きく、町を歩いていると「コンテナいつでるの」と、おばさんたちから声がかかる。

東京のしっぽになりたくない

これは、小さな市民の小さな挑戦である。何かやろうと一人一人の小さな時間と力を合わせれば人生何とかなるものである。『わたしたちは東京のしっぽになりたくない』。活動の原点はいつもそこにある。今大きくなり過ぎた政府が、その力に押し潰されて、一人一人が本当の力を失いかけている。村にこそ、地方にこそ本物がある。

昨年の暮れには、ピープルの活動が『ふるさとづくり賞』なるものにノミネートされ、『豊かなふるさとづくり全国フォーラム』に参加した。そして、多くの地方の元気なおじさんやおばさんたちに出会った。中でも過疎と呼ばれる人口6500人の長野県四賀村の中島村長さんはパワフルであった。行政改革のためには職員の意識の改革が必要と、行政マンの教育に力を入れた村長さん。村民と共に汗を流すをモットーに、『四賀むらづくり株式会社』を設

立したり、村役場に『結婚推進課』を設置するなどの新しい村づくりの実践をしている。

また、岩手県の沢内村は、40年前には住民の1割以上が生活保護を受け、乳児死亡率が最も高い無医村であったのが、今では厚生首の行政指導に抵抗して、老人医療費の無料給付を続けているのに、一人当たりの平均医療費は、全国の二分の一以下であるという。

小さな自治体だからできたことである。行動なきところにはなんの理論も生まれてこない。質の良い情報があれば、より迅速で的確な行動を起こすことができる。行革国民会議は、いち早く質の良い情報を提供する場として、こうした地方の人々に気軽に活用されるべきである。何のしがらみもない本当に村を思う村長さんなら、行革国民会議の実戦部隊として小さな政府を実証できるのではなからうか。

事務局より

1 まず、ニュースの発行が遅れましたこととお詫びいたします。また、最近、会員懇談会の案内もなく、ついに国民会議もつぶれたかとお考えの方もおられるかと思いますが、まだ、つぶれてはおりません。恥をさらすようですが、いま委託研究の仕上がりが遅れておりまして、そのためご迷惑をおかけしております。もう間もなく正常に戻るはずです。

2 地方自治法改正案が3月に国会に出され、4月には中央省庁再編関連法案が出てきます。総論的なことはこれまでこのニュースで何度かとりあげ、今回も自治労の島田氏に寄稿をお願いしましたが、これからは細かい具体的なことが問題となります。たとえば、東京の特別区の合併などは、自治大臣との協議から自治大臣の合意へと規制が強化されています。いつ、だれがこのようなことを要求したのか知りませんが、こうしたことをチェックする必要があります。会員懇談会で取り上げるには技術的なことが多すぎますが、これらをおろそかにすると足を掬われます。国会の審議の状況をこれまで以上に注意していくとともに、私たちも点検作業を行わなければいけないと考えています。

## 目 次

1	都知事の条件	事務局長 並河 信乃	1	
2	書き換えられた「分権計画」	地方自治法改正案の問題点	自治労政治政策局 島田 恵司	2
3	リサイクル活動からまちづくりへ	ピープル代表 村山 静枝	6	
4	事務局より		8	